

別表

「報酬体系について」

株式会社 Kae マネジメントが取り扱う「有料職業紹介事業」（許可番号 13-ユ-306071）において、人材紹介に伴う報酬を以下の通り定める。なお、本報酬体系に著しくそぐわない勤務形態については両社別途協議のもとに、特例報酬を定めることとする。

【正社員の場合】

- 1) 雇用契約上の理論年収の 30% (税別) を報酬とする。
- 2) 管理薬剤師(雇用日より 1 年以内) として雇用する場合については、理論年収の 35% (税別) を報酬とする。

【パート採用の場合】

- 1) 雇用契約上の理論年収の 30% を報酬とする。
- 2) 理論年収が 150 万円以下の場合、最低報酬として 30 万円(消費税別) を報酬とする。

【短期および期間限定雇用の場合】

- 1) 当該期間の年収を理論年収として考え、30% (消費税別) を報酬とする。
- 2) 理論年収が 150 万円以下の場合、最低報酬として 30 万円(消費税別) を報酬とする。

※理論年収とは、雇用契約時に予定された諸手当を含む税引き前の「月額給与 12 ヶ月分」および「雇用契約時に予定された賞与または前年支給実績に基づいた賞与」の合算額をさします。

株式会社 Kae マネジメント
東京都台東区浅草橋 3-1-1 TJ ビル 3F
有料職業紹介事業 許可番号 13-ユ-306071